

事務連絡  
平成 29 年 4 月 21 日

各保険医療機関 開設者 様

北海道厚生局医療課

A001 再診料に係る地域包括診療加算及び B001-2-9 地域包括診療料の  
慢性疾患の指導に係る適切な研修について（注意喚起）

社会保険医療行政の推進につきましては、平素から格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記については、「疑義解釈資料の送付について（その 12）」（平成 27 年 2 月 3 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）及び「平成 28 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて」（平成 29 年 2 月 23 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）等により示されているところですが、当該研修は、継続的に 2 年間で通算 20 時間以上の研修を修了している必要があります、2 年ごとに届出を行うこととされております（別添参考）。

このため、平成 26 年度中に研修実績を添えて届け出た場合等、平成 27 年 3 月末までに当該研修の修了を届け出た診療所については、平成 27 年 4 月 1 日から起算して 2 年ごとに 4 月 1 日までに研修実績を提出する必要があります、また、平成 27 年 4 月以降に初回の届出を行った場合は、当該届出に係る診療報酬を算定する月の 1 日から起算して 2 年ごとに研修実績を提出する必要があります。

つきましては、貴保険医療機関の届出の内容を今一度ご確認のうえ、研修実績が不足する場合や、2 年ごとの届出を行っていない場合等については、速やかに辞退の届出を行っていただきますよう、お願い致します。

なお、「平成 28 年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準等の取扱いについて」（平成 29 年 3 月 9 日北海道厚生局医療課長事務連絡）により、研修実績等をファクシミリ送信した診療所についても、今後、2 年ごとに届出が必要になりますので、併せてご留意願います。

**【お問い合わせ・提出先】**

札幌市北区北 7 条西 2 丁目 15 番 1  
野村不動産札幌ビル 2 階  
北海道厚生局医療課  
（電話 011-796-5105）

# A001再診料に係る地域包括診療加算・B001-2-9地域包括診療料の「慢性疾患の指導に係る適切な研修」について

(別添)

## (対象)

○ 日本医師会『日本医師会生涯教育制度』

… 継続的に、2年間で通算20時間以上の研修を修了する必要があります。

20時間の講習の中には、カリキュラムコード（CC）が

- ・「29 認知能の障害」
- ・「74 高血圧症」
- ・「75 脂質異常症」
- ・「76 糖尿病」

### <受講記録>

- ・カリキュラムコード（29,74,75,76,他）
- ・研修時間

がわかるものを、添付する必要があります（2年間分）。

を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講する必要があります。

（ほか、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれているもの。）

## (届出について)

当該届出に係る診療報酬を算定する月の1日から起算して、2年ごとに、20時間の講習の受講記録を添付して、届出する必要があります。

○ 地域包括診療加算 … 別添 7 及び様式 2 の 3

○ 地域包括診療料 … 別添 2 及び様式 7 の 7

（ファクシミリでの送信はできません（平成29年3月9日北海道厚生局医療課長事務連絡によるものを除く。））